



平成 29 年 11 月 14 日

各位

上場会社名 株式会社アーレスティ
代表者 代表取締役社長 高橋 新
(コード番号 5852)
問合せ先責任者 経営企画部長 成家 秀樹
(TEL 03-6369-8664)

平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 30 年 3 月期 第 2 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 11 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 12 月 5 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由について

平成 29 年 11 月 13 日付で公表しました「過年度の連結財務諸表等に関する誤謬の判明のお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社であるアーレスティメヒカーナ S. A. de C. V. の平成 30 年 3 月期第 2 四半期（平成 29 年 6 月期）決算は、当社の監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している Galaz, Yamazaki, Ruiz, Urquiza, S. C. による四半期レビューの結果、報告すべき重要な事項は識別していない旨の報告を受けておりました。

しかしながら、有限責任監査法人トーマツによる平成 30 年 3 月期第 2 四半期に係る連結財務諸表のレビュー手続中において、連結子会社であるアーレスティメヒカーナ S. A. de C. V. の税金費用に異常な変動が認められたため、当該子会社にその内容及び理由を問い合わせた結果から、過年度から継続して当該子会社の財務諸表における税効果会計の適用誤りが判明いたしました。

当社の連結財務諸表作成の過程において、当該子会社の個別財務諸表は国際会計基準に準拠して作成されており、機能通貨として米ドルを採用しております。また、当該子会社の税務申告は現地通貨であるメキシコペソに基づいて計算されております。これらの換算差額に係る一時差異について、IAS12 号第 41 項の適用が求められておりますが、その適用に誤りがあったものであります。

当該事項につき当社の監査人である有限責任監査法人トーマツと協議し、当該事項が判明した時点で速やかに過年度の重要な虚偽表示の有無を調査し、必要に応じて適切に訂正すべきであると指摘を受けております。

現時点において、当該子会社に対して過年度を含めた正確な数値の再計算を指示した結果、第 2 四半期連結財務諸表等に与える期首剰余金への影響額は△27 億円程度（平成 29 年 3 月期末 400 億円→373 億円）、親会社株主に帰属する四半期純利益への影響額は+8 億円程度（平成 30 年 3 月期第 2 四半期累計額 5.5 億円→13.5 億円）と見込まれ、その金額的重要性は高いと認識しております。

現在、当社において当該事項の発生原因の究明及び当該数値の検証作業を進めており、当該検証作業及び訂正報告書等の作成には2週間程度を要す見込みであり、また、それを受けて追加的に実施される有限責任監査法人トーマツによるそれらの監査や四半期レビューの完了には1週間程度を要する見込みであります。

このため、当社は、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、当該延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上